

<裁判例 No.3 >

大阪高裁平成20年9月26日

【出典】

判例時報2035号29頁

【取引類型】

商品先物

【原告の属性】

原告は、ガソリンスタンドの経営等を目的とする株式会社であり、従業員16名、資本金2000万円、年間売上高10億円であった。顧客代表者には、商品先物取引の経験はなかったが、取引開始前の約4年間にわたり商品先物取引に関する知識や情報を得、元三菱商事社員の叔父から助言を受けるなどしていた。

【違法要素】

説明義務違反→○

新規委託者保護義務違反→○

事実上の一任売買→×

指導助言義務違反→○

断定的判断の提供→×

【指導助言義務に関する判示】

商品先物取引が投機性の極めて高いものであり、かつ、同取引に関する知識や情報量については一般投資家と商品取引員と極めて大きな格差があることは明らかであるから、商品取引員には、商品先物取引を勧誘、受託する際、善管注意義務の一内容として適切な指導助言をすべき注意義務があると認めるのが相当である。

丁川もしくはその上司である丙山の方針は、追証をできるだけ発生させずに取引を継続していく、追証が発生した場合に追証を入れるか手仕舞うかとの選択肢を示すことなく、追証の差入れつまり取引の継続に誘導するという点で一貫しており、追証発生の時点では値洗い損失が拡大しているのであるから、追証を入れて取引を継続することはリスクを更に大きくする可能性があることを示唆したり、手仕舞いをして取引を終了させることは損失を確定させてしまうが更なるリスクは回避できることなどを適切に指導助言すべき注意義務に違反していると認められる。

丁川及び丙山には、先物取引の仕組み及び危険性の説明義務、新規委託者保護義務、指導助言義務の違反が認められ、本件取引の開始から手仕舞いまでの本件取引過程におけるこれら一連の義務違反行為は、全体として違法なものというべき

【指導助言義務の発生根拠】

善管注意義務

【過失相殺】

8割